

倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉

長, 正統

<https://doi.org/10.15017/2233881>

出版情報 : 史淵. 115, pp.95-131, 1978-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉

長 正 統

はじめに

ここに紹介する八通の朝鮮語書簡は、一九六七年夏、筆者が、長崎県下県郡厳原町の宗氏文庫で採訪したものである。これらの書簡は、釜山倭館に駐在した対馬の朝鮮通詞のところへ朝鮮の倭学訳官から送られてきたものが大部分であり、時代は一八〇年前後すなわち朝鮮というと正祖末年から純祖の初年にかけてのものである。日朝両国間にとりかわされた書簡は『同文彙考』とか以酌庵の『本邦朝鮮往復書』とかに数多く収録されており、また書簡の実物も数多く現存して、決してめずらしくはないが、いずれも公式な外交交渉の場にとりかわされた漢文書簡ばかりであり、ここに紹介するような両国の訳官の間でとりかわされた朝鮮語書簡はほとんど知られていない。しかも後述するところによって知られるごとく、いずれも公式な外交交渉の根廻しのための私的な書簡であり、なかには一読火中してくれと書いている秘密書簡であったりして、公式な書簡類では知りえない外交の舞台裏をのぞかせてくれる。とくにそれら書簡の大部分が、いわゆる通信使易地行聘の交渉にかんするものである点も興味ぶかい。本稿は、これら書簡の解説と翻訳を中心にして多少の解説をこころみたまものである。

朝鮮語の古文書は、日本ではなじみがすくないので、本来ならば全葉写真で紹介すべきであるが、紙面の都合もあるので、そのうちの二葉を例示し、他は解説文のみを示す。

書簡の目録を示せばつぎのごとくである。

一、某宛朴俊漢書簡

丁巳(一七九七年)閏六月二十八日

横四四・二センチ
縦二五・五センチ

二、小田幾五郎宛崔国楨書簡

庚申(一八〇〇年)十月二十四日

横三八・九センチ
縦二五・センチ

三、小田幾五郎宛崔瑠書簡

申(一八〇〇年)十月二十四日

横五二・センチ
縦二五・センチ

四、三傳語官宛永野兼一郎書簡

(一八〇三年一月) 十二日

横二五・五センチ
縦二四・センチ

五、某宛朴致儉書簡

癸亥(一八〇三年)二月六日

横四四・センチ
縦三三・五センチ

六、小田幾五郎宛崔瑠書簡

癸亥(一八〇三年)二月廿四日

横四五・二センチ
縦二一・センチ

七、内田茂右衛門宛賑恤序別將朴聖奎・李裨將書簡

乙丑(一八〇五年)九月二十日

横四五・五センチ
縦三七・センチ

八、別差某書簡

(年月日未詳)

横二一・五センチ
縦二七・八センチ

(異筆)
「士正分」

夜未

平安호 오신 일 아읍고 저호 오며 僕은

昨晚의 冒炎上末호 여 腰痛 이다

호 드스호 오니 민망호 오며 多少 辭

緣은 面叙호 였습거니와 凡事

尽各別周旋順成호 셔 從近 還

來호 시물千萬企待々々호 이다

하섭호 며 別淸心元參丸보니

오니 行中의 治暑緊材오미 자시

계호 오쇼셔 三處所送單子보니 오

니 照數호 여 잘傳호 여 주오쇼셔

平安이 中歸호 시고 平安이 還來

호 시물다 시곰보리 이다

(一) 某宛朴俊漢書簡

丁巳閏六月二十八日 士正

朴僉知印

菓果十□ 보배오니 도라가와 호 드리 나주계 호 오쇼셔

[57] 小田 幾五郎 公前 入納
〔華〕 都來狀「華
 虎對印

(掛紙上書)

하오니 百華의 무가 虎의 소오릿가 深諒及
 官 오 소셔 鎭司公 외 使者公 公情表나 하은
 人 便이 번거 하여 못보니 오니 섬；하외다
 이 말슴 不시 하여 주오 소셔 暫上

庚申十月二十四日 華房彦德會知

우리 消息 不지 못하 여 섬；음 日 木
 右 助公 平安하 은 消息 不드르
 舊外 □□□□ 평지 不하 오니 섬；하 외

萬 丸 杖 外 家 보 오 니 년 하 여

公 候 萬 相 營 心 加 보 오 니 遠 慰 不 可 하 으 며
 鎭 司 公 啓 外 셔 도 平安 하 오 시 고 三 種 物 上 千 聖

記念 하 오 시 니 感 謝 十 萬 이 으 며 僕 은 無 恙

하 오 니 구 실 의 功 勞 是 故 오 니 松 閣 이 으 며

使者 公 啓 外 셔 도 平安 하 신 가 보 오 니 杖 部 으 며
 東 奔 是 至 舍 漸 覺 이 어 는 가 보 오 니 답；

하 오 며 公 의 便 지 의 도 하 은 말 습 이 어 니 와
 大 抵 이 公 幹 이 우 리 三 人 中 割 斷 로 이 셔 야 하

을 일；은 日 明 春 訓 謹 을 獻 性 公 이 하 니 다 하

오 니 그리 되 으 면 兩 國 大 事 才 어 니 지 경 될

출 모 르 고 우 리 三 人 이 狼 貝 文 境 을 단 하 음 을 거

시 니 었 지 하 면 弄 弄 스 을 지 伯 玉 公 의 曠 心 不 可

오 니 장 리 근 심 을 示 하 용 辭 甚 切 이 議 論 하

은 말 습 이 잇 는 가 시 부 오 니 부 디 私 情 을 보 지 말
 고 伯 玉 公 의 便 지 스 면 은 施 行 하 오 소 셔

公 道 爲 國 周 旋 하 음 보 는 터 히 오 니 謹 言 하

臣 野 田 幾 五 郎 拜 啓 上 書
 小田幾五郎宛 崔國楨書簡
 小田幾五郎 崔國楨 書簡 呈 啓
 小田幾五郎 崔國楨 書簡 呈 啓
 小田幾五郎 崔國楨 書簡 呈 啓

(三) 小田幾五郎宛崔國楨書簡

(第一葉) 簡書 瑠璃 苑 五郎 幾田 小田 (白)

逐日相面[○]言[○]曰[○]다[○]遠[○]別[○]千里[○]言[○]오[○]니[○]懷[○]慈[○]之[○]心[○]이[○]
 與[○]日[○]俱[○]深[○]言[○]오[○]며[○]此[○]時[○]初[○]泣[○]에[○]
 公[○]旅[○]履[○]平[○]安[○]言[○]오[○]심[○]무[○]도[○]와[○]馳[○]處[○]無[○]驚[○]言[○]오[○]
 며[○]僕[○]之[○]無[○]事[○]入[○]京[○]言[○]여[○]구[○]실[○]에[○]沿[○]沒[○]言[○]일[○]
 是[○]豈[○]路[○]毒[○]으로[○]말[○]수[○]오[○]니[○]私[○]問[○]이[○]오[○]며[○]華[○]彦[○]
 命[○]監[○]계[○]편[○]지[○]는[○]주[○]시[○]전[○]言[○]여[○]이[○]다[○] 館
 司[○]公[○]계[○]셔[○]도[○]평[○]안[○]言[○]오[○]시[○]고[○]勝[○]苦[○]이[○]도[○]장[○]잇[○]
 命[○]은[○]이[○]가[○]東[○]命[○]는[○]아[○]각[○]무[○]스[○]消[○]息[○]이[○]업[○]는[○]가[○]
 시[○]보[○]。[○]니[○]답[○]，[○]言[○]은[○]숨[○]이[○]일[○]恒[○]旋[○]言[○]을[○]根[○]本[○]이[○]
 訓[○]讀[○]에[○]잇[○]습[○]는[○]디[○]京[○]中[○]議[○]論[○]을[○]듯[○]조[○]오[○]
 니[○]獻[○]性[○]金[○]同[○]知[○]로[○]적[○]인[○]은[○]최[○]가[○]만[○]스[○]오[○]니[○]고
 리[○]되[○]오[○]면[○]公[○]幹[○]은[○]어[○]니[○]지[○]경[○]될[○]지[○]모[○]로[○]오[○]
 니[○]엇[○]지[○]言[○]면[○]조[○]스[○]을[○]지[○]僕[○]과[○]相[○]議[○]言[○]던[○]進[○]
 實[○]使[○]先[○]問[○]出[○]來[○]後[○]發[○]言[○]을[○]자[○]하[○]시[○]던[○]일[○]은[○]
 景[○]和[○]公[○]이[○]應[○]當[○]查[○]아[○]못[○]하[○]시[○]는[○]마[○]음[○]이[○]계[○]셔[○]
 아[○]각[○]말[○]과[○]견[○]은[○]시[○]기[○]외[○]이[○]차[○]아[○]니[○]후[○]되[○]이[○]
 셔[○]를[○]바[○]리[○]고[○]는[○]다[○]私[○]言[○]을[○]말[○]이[○]업[○]스[○]오[○]
 며[○] 公[○]도[○]爲[○] 國[○]幹[○]事[○]言[○]시[○]는[○]디[○]이[○]오[○]미[○]
 館[○]司[○]公[○]과[○]使[○]者[○]公[○]계[○]深[○]議[○]하[○]오[○]셔[○]先[○]問[○]
 은[○]나[○]오[○]나[○]아[○]니[○]오[○]나[○]十一月[○]望[○]念[○]間[○]에[○]
 兩[○]任[○]과[○]差[○]備[○]官[○]을[○]다[○]館[○]司[○]宅[○]上[○]에[○]

封紙上書
 幾五郎 公前 回納
 伯玉
 謹封
 즉시엄시우로순서

(原惠) 大進官 公前上
 申 十月二十四日 伯玉 幾彦正印

請하고 鎭司公이 출言하시기를本州使奉

行네와 勸定所에 서편지가 와삼은디奉

行네말삼은年前大差復相接時敬符差禮量치

아니우신일노다시大差便-差禮量 못구실줄노기

별우여스오며 勸定所에셔는말삼이總

心만크거죽말삼는사름이니鎭中사름이

相面치말나귀별와시니이스연을받비廳

中에귀별우라하시면任官네가응당

公다려奉符네가호의여우기는귀이치아니커

니와욕심만로거죽말삼다말은엇지한말인고우

고무를거시니그는上年木代物에갈거슬만

히니크르연未收準物을四月内로任二十斤만

丁寧下送우마우고失期은일인가보아

그리디담우초셔敵性公을 日本사

름이對面을아니한후야兩國間大公

幹이順成을늘거시니검히의노를우시

고이리도메우신우는僕의訓誨을기

는無慮々우오니이周旋만착신이우오

외되즉금도華夷公과同廢修禮우

거니와僕의이귀별디로周旋은되오면

우리힘으로는公駑劣事에다시엇지우자

계교를부릴일이업스오니부디秋情

을도라보지말고泰頭나라일을深念

우오쇼셔僕이上京後 廟堂에도이느우오(正氣)

(三) 小田 幾 五郎 宛 崔 瑠 書 簡 (第二葉)

四 三傳語官宛永野兼一郎書簡

(端裏書)

十三日達

三傳語官 僉公前上

夜間極寒하느니

僉公(起)居平安하오심아오고저하오며昨夜의邑內셔京奇를 괴별하엿느니

디今初三日의講定함을景和令

監으로差出하오고發程은今十六日十七

日兩日中完定하오다하오니今朔內로

는邑內셔 지념녀업스니下未하은거시

니萬幸々々하외다爲先알으시게괴

별하느니이다馬州괴별도어셔는오면

조케는이다그괴별이오기전의는難處

하일어만하느니今明開飛船을보너여

독출하면쇼을듯하외다 츄음宗잠

十二朝 永野兼一郎

(五) 某宛朴致儉書簡

(封紙書: 異處)

「景和朴僉知下來方不審及遲滯候之間

態々債銀遣吳 遲別飛脚內々遣し

都々返書相達之事

上年春間作別後書信이隔阻하오니設는기후남업스며春日極寒하오니

僉公候平安하오신줄아옵고전하오며僕는數年以來의

咳嗽와痰喘이苦劇하여지닌는中意外에講定함을當

하여스양하은길도업습고즉시發行하랴하오나

朝廷의도일이만습고廳中에緣故도잇스와至今遲

滯하은는中十萬萬外에

나라에勅候問安이게옵셔下直爾拜을아뢰지못하은고안스

소오니이런답는하일업는이다即今毒勢가不可不

望後念前の發行이되야今月內로는東萊셔지드러

갈거시오니그리아라 舊館司公과使者公恕介公候

말습갈음오쇼셔그스이 公내候一字書信이나하랴

하오되즉시發行하랴기로는려가죄오면그런말

습이나하랴하오아니코지니옵더니即今는發程이

너모遲滯되오미그런스연이나아오시게머장정는

이다죄을은이不達하오미어만곳치는이다

癸亥二月初六日 景和朴僉知印

(七) 内田茂右衛門宛賑恤庁別將朴聖奎・李裨將書簡

追莫重大事乙不시아라함노라함이다더디외
阻面이此久호니鬱。之心은彼此업건이
와우리나라호로셔生銅값을統營의

맞겨生銅이館中の出來호거든스셔히
알고값술드려셔로주고바드라함여계시던
이統制使五月로셔입싸스디身病이極重
호예증게되엇다가증금에사잡간病이
나아시며生銅價入送之意을告호는統制
使말스음호시디生銅이館中出來호거든
드려주고生銅을바다내라나라분부호여겨
신디生銅이아당館中の出來호디안이
호여셔어이값술드리야호매우리엇스오
디값술드려노하야生銅이즉시날거
신이호고알힌즉너히마리그려호이此意
을나라희書啓호고주마호매기드린이에일
은조금도넘너마음소生銅을아모만업시쓰게호
여신이부디、만이나게호고鑰籠四五稱을
받비괴별호여몬져내는쉬호괴내거호고此意
을연예문괴通호호소

内田茂右衛門公

乙丑九月二十日

賑恤廳別將朴聖奎 (印)

李裨將가다로

(八) 別差某書簡

□□

오늘은오작근호시을잇가

주옥조편의무러게시오

니감스호오며暑退되옵

거던 兩公中호분이잡나

오실가밋고괴별호읍나이다

暫上

□ 別差

一 易地行聘協定の成立と朴俊漢書簡

通信使易地行聘の研究としては田保橋潔氏の「朝鮮国通信使易地行聘考」(『近代日鮮関係史の研究』下所収)があり、交渉のはじまりから来聘にいたる経過が詳しく考証されている。以下本稿でも易地行聘交渉の経過を概観するについては、その成果に依拠することをあらかじめことわっておく。

かつては徳川將軍の權威を内外に誇示する文字通り一世一代の盛事として將軍の代替りごとに華やかに演出された通信使来聘であつたが、十八世紀後半ともなると幕府としては、財政の窮乏のため逆に大変な重荷になってきた。朝鮮としても事情は似たものがあり、信使差遣のための経費の負担、とくに將軍をはじめ諸所へ、みやげとして持つていく礼単人蔘の定数を調達するのが大変な苦勞であつた。しかしそれだからといって、信使行を簡素化すること(その最大のものが江戸まで信使を迎えないで対馬で聘礼をすます易地行聘であるが)などは、國家の体面とか先例とかに拘束されて容易でないのが当時の兩國の關係であつた。

一七八六年將軍家治がなくなり、家斉が襲職して將軍代替りの通信使来聘が現実の日程にのぼると、以上のような問題が急に表面化してきた。朝鮮への交渉の窓口である対馬藩でも藩財政は破綻の極にあつたので、家老杉村直記らは通信使来聘を機にその接伴費用を幕府から下賜され、藩財政の立てなおしに利用することをもくろんで、即時江戸来聘を幕閣に働きかけた。しかし田沼意次失脚のあとを受けて松平定信が老中筆頭となると、定信は田沼の信任を受けた杉村をしりぞげ、かわりに同藩の家老古川図書をとりにたて、一七八八年五月にいたり古川に通信使来聘延期を朝鮮に交渉するよう命じた。朝鮮もまた前述のような有様であつたので、古川の交渉は成功し、翌年三月には通信使延期(日本では延聘と称した)について合意に達した。このころ、対馬藩では鷹匠から昇進して家老となつた大森繁右衛門が杉村直記との対抗上、松平定信に接近し、定信の意をむかえて通信使の対馬での行礼(易地行聘)を主張する

ようになった。

一七九一年五月、定信は大森に、朝鮮にたいして易地行聘の交渉を開始しよう命じた。そこで大森の一派である平田隼人が通信使議定大差使として、同年十二月釜山倭館へわたったが、訓導（釜山に駐在し倭館と折衝する倭学訳官の長）・東萊府使は通信使請来大差使がくるべき順序であるのに、議定の名目での大差使が渡来したのは不審であるとしてしりぞけんとし、政府からも退去命令が出された。平田らはそれを無視して滞留し、さらに交渉をつづけようとしたが何の進展も見られなかった。そこでこんどは大森自身が將軍の世子竹千代誕生を通知する告慶大差使となつて、一七九三年七月渡海し交渉の打開をはかった。一方、幕府では同年七月松平定信が老中筆頭を免ぜられ、松平信明がかわつたが以後も延聘・易地の方針は踏襲された。朝鮮では大森の努力にもかかわらず結局易地信使は先例に反するとして拒否され、一七九五年二月平田らは滞館四年にして、むなしく帰国した。対馬の報告を受けた幕府では、やむをえず延聘の方針にたちかえり同年六月、対馬に命じて朝鮮へ延期確認の書を送らせ、東萊府使からはこれを了承する返書を与えた。

このように幕府も朝鮮も信使延期の線で一致したにもかかわらず、対馬では大森・平田とその一派に属する倭館々守戸田頼母（実名源暢明）らが、杉村一派（易地行聘に反対）との抗争上、政治生命をかけて易地行聘実現にむかつて、つっぱしつたのである。まず倭館々守戸田は倭学訓導朴俊漢と意志を疎通することに成功した。これ以後対馬側は朝鮮側の倭学訳官と結托して易地交渉を強引に推進することになるが、朴俊漢は朝鮮側でその中心となった人物である。朴俊漢は館守戸田頼母にたいして、まず省弊（通信使の人員やみやげとして齎去する物件の数量を減ずるなどして、朝鮮側の経費節減をはかること）に同意するならば、朝鮮側が易地に同意することも不可能ではない旨を通達した。また東萊府使尹長烈は一七九五年十月に三度目の館守役をおえて帰国する戸田に書を送り、省弊と易地交渉のため通信使請来大差使の派遣をもとめた。これを大森らは大いによろこび、老中松平信明らに上申したが、翌年四月

二十日、信明は対馬藩の在府家老多田左膳をよび出し、朝鮮がまず易地行聘に同意しなければ省弊等を商議することはできず、請来大差使をつかわすこともできない、このむね朝鮮へ通告するようつたえた。これで易地交渉はまたふりだしにもどったが、折よく同年八月、朴俊漢が致賀兼問慰渡海（官）として対馬に渡来したので、この機をとらえ大森・多田らは易地問題を協議した。朴俊漢は、礼単人蔘の減額など四件の省弊に幕府をして同意せしめれば、自分も朝鮮政府をして易地信使に同意せしめることを約し、対馬藩はこのことが予定通り進行すれば銅鉄二千斤その他多額の物資を贈与するとの手標を朴俊漢にあたえた（この銅鉄その他は後に實際贈与された）。なお朴俊漢は自分が帰国してからこの件の交渉は、釜山訓導朴致儉を通じて転達するよう依頼したという。朴致儉はかれの一味であり、後に紹介する書簡にもたびたび登場する。

ところで朝鮮政府では、朴俊漢の運動にもかかわらず、一七九七年二月、易地信使は省弊につながれば朝鮮にとっても有利ではあるが、これまでの先例をあらためるのはなお問題があるとして当分は易地の請をしりぞげ、ただ十四五年間の延期を交渉することに決し、そのための講定官に朴俊漢を任命した。彼は同年春、東萊に到着した。このとき四度目の館守を勤めて在館していた戸田頼母は朴俊漢をむかえて交渉をつめ、同年九月にいたり、単蔘を大巾に減らすなど三個条の省弊事項を条件として易地（対馬）聘礼挙行の協定を成立させ、東萊府使鄭尚愚の文書によってこれを確認することまでしたが、実はこの文書は文案を対馬側が示し、それによって朴俊漢が偽造したもので、後に朝鮮側で第一の奸訳偽造書契と称するものである。

前置きが長くなったが、つぎにあげるのは朴俊漢（士正は字）から倭館に滞在中の対馬の人物へ宛てたものである（解説文（一）参照）。

一 某宛朴俊漢書簡（訳）

倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉（長）

昨夜来御気嫌安らかであらせられることと存じあげます。小生は、昨晚に暑さをおかして上来し、腰痛が一層ひどくなったようで、なさけない有様です。多少の申し分は、お会いして申しあげましたが、（帰国されましたら）すべて事を尽くし格別に周旋して、順調に成しとげられ、近いうちに（対馬より倭館へ）還来される事を千萬お待ち申しあげます。あまりのお名残惜しさに、別途に清心元参丸^{（2）}をお送りします。路中の治暑の緊材ですので、召し上がって下さいませ。三處へ送る品の单子^{（3）}をおくりしますので、照数し、きちんとお伝え下さいませ。御無事に一時帰国され、（その後また）御無事に（倭館へ）還来されることを、さらに願ってやみません。

（正祖二十一年・寛政九・一七九七）

丁巳 閏六月二十八日

薬果十^{（4）} おくりますので、お船りになってお子様たちにでもあげて下さいませ。

主 正 朴 僉 知^{（5）}
倭 漢

印

この手紙の日付は、丁巳（一七九七・正祖二十一年）閏六月二十八日である。ちょうど朴俊漢が同年春、講定訳官として東萊へ下着した後で、同年九月に偽の易地行聘協定を成立させるまでの間にあたる。この手紙は、宛名の人物がまさに対馬へ何事かの交渉に行かんとするにさいして、朴が「帰国してすべて事をつくし、格別に周旋して順調に成しとげてくるよう」依頼したものである。何の周旋を期待しているか具体的に示されていないが、時期からみて朝鮮が希望する省弊について対馬ないし幕府の同意をうることにあったのではなからうかとおもわれる。この書簡の受取人は、戸田のもとで易地交渉に当った通詞とおもわれ、後にあげる書簡にも度々登場する大通詞小田幾五郎ではあるまいか。倭館における対馬側の通信使問題交渉担当の面々には、戸田頼母を筆頭に、目付早川恕介、通詞では大通詞小田幾五郎以下牛田善兵衛・吉松右助などがいた。^{（4）}このとき、朴俊漢は、書簡の相手へ高貴葉である清心元や子供へと高級菓子菓果を贈るなど細やかな心遣いをみせており、偽の易地行聘協定をつくりあげた過程での対馬側の担当通詞と朴俊漢との緊密な関係がうかがわれる。

朴俊漢は、『訳科榜目』によれば、字を士正といい、一七三〇年の生れで、本貫は密陽、乾隆壬午（一七六二年）の式年訳科に合格している。かれはこの書簡の一年半後の一七九九年正月六日、易地交渉のさなか、釜山で病死した。かれの人となりについては、交渉相手であった戸田頼母がその著『贅言試集』⁽⁵⁾に次のように記している。

士正^{○朴俊漢}者、六十九歳ニ而、去ル未年正月六日ニ被致病死候、然るに終り之訓導勤ハ、六十七八之間ニ而候、（中略）扱又、御用隙ニ者、夕方、毎々、伏兵廻リ有之、番人之精情を被糺候、ケ様之事前後終ニ見聞不申、兎角衆ニ勝レ候精勤之人ニ而、唯、長命之無キ事を公私之不幸と存候。

かれは対馬の贈賄をうけ、その意向にそった活動をしたが、単にくみしやすい人物としてあなどられることなく、むしろ倭館を監視する伏兵幕をまめに見廻るなど精勤の人として日本側から尊敬されていたことがわかる。また一七九六年（丙辰年）の春、余寒が厳しかったため釜山地方の貝類に毒が発生したことを朴俊漢が知って、すぐさま倭館の朝市へ毒のある貝を持ちこまない様、出入りの商人に申し触れ、さらにわざわざ倭館までやってきて、決してかかる貝を買わないようにと注意をあたえたといひ、同書にこのことをしるして「誠信之重キ所ヲ相盡、奇特ニ存候故、記置候事」と結んでいる。もってかれの人となりを知るべきであろうか。

さて（偽の）易地行聘協定成立の報を受けた幕府では、一七九八年（戊午）五月にいたり、先の一七九六年四月二十日の内命をゆるめ、省弊三条件を基礎に易地交渉に応ずとして、大森に正式に易地交渉再開を命じた。そこで館守戸田は、講定訳官朴俊漢と交渉し、同年十一月に省弊と易地にかんするいわゆる戊午易地行聘協定が成立した。そして戸田の求めにより、この協定を確認する礼曹参議及び東萊府使の文書（戊午年十一月日付）が同年十二月十九日訓導朴致儉によって戸田に手わたされた。⁽⁶⁾しかしこの協定もまた対馬と朴俊漢が捏造したものであった。礼曹参議および東萊府使の文書は、対馬側で文案を示し、朴俊漢が偽造したもので、のちに朝鮮側が第二の奸訳偽造書契と称するものである。対馬は翌年二月、この協定成立を幕府へ報告し了解をえた。なおこのとき易地交渉とは別に信使延期の

期間について交渉がおこなわれ、一七九八年八月に十箇年延期することで合意に達している。

このうち、対馬では、一八〇〇年閏四月に杉村直記一派が一時、力をもりかえし大森一派をしりぞけて政権をにぎり、幕府へ易地行聘の不当であることを訴えたが、かえって藩内の争いを通信使問題に及ぼすものとして譴責をうけ、杉村一派は失脚した。以後対馬藩内は易地行聘派でかためられることになった。

二 訓導人事をめぐる崔国楨・崔瑠書簡

戊午協定成立後一八〇二年まで数年間は、両国間に通信使問題で表立った交渉はなかった。つぎの二書簡は、この間にあたる一八〇〇年の十月二十四日のもので、それぞれ崔国楨（華彦）と崔瑠（伯玉）から倭館の首席通訳である大通詞小田幾五郎宛てたものである。内容は来春の訓導の人事をめぐる、日本側と裏面工作をうちあわせ、その実行を依頼したものである。訓導は釜山に駐在し、倭館と折衝する倭学訳官の長で、次席を別差という。倭館の朝鮮側との交渉は、すべて訓導・別差を経由することになっており、彼らの周旋いかんが交渉の成否を左右したので、倭館側にとっても訓導人事は重大関心事であった。しかも易地問題で欺瞞工作をつづけているときだけになおさらであった。差出人の崔国楨は字を華彦といい、一七五五年生れ、本貫は慶州、乾隆丁酉（一七七七年）式年訳科に合格している。崔瑠は、字を伯玉といい、一七六〇年生れ、本貫は清州、乾隆乙卯（一七九五年）式年訳科に合格している。まず崔国楨書簡から紹介しよう（解読文（二）参照）。

二 小田幾五郎宛崔国楨書簡（訳）

（封紙上母）
小田幾五郎様へ

印

（翼字）
「都来状」華

応封

印

(純祖即位年・寛政十二・一八〇〇)
庚申十月二十四日

華彦崔僉知○崔國積

印

永らく消息を聞くことができず、大変さびしくしてましたところ、思いがけずも

お手紙をいただき拝見しますに、その後も、御気嫌うるわしくあらせれる御様子にて、遠慰やまずというところ

でございます。館守様○戸田頼母(実名 羅顯明)におかせられても、御無事であらせられ、三種の品物(を贈って下さり)千里

の記念とされたこと感謝千万でございます。小生は恙なくしておりますが、職務に没頭しております(御無沙汰

しております)心苦しくおもっております。使者様におかせられても御無事のようによろこばしく存じます。

東萊○(府)のたよりは、今もって消息がないらしく、もどかしゅうございます。貴下の手紙にも言われるところ

ですが、そもそもこの仕事(をするに)は、われわれ三人の中の者が訓導になつていなければならぬことのです

に、明春は訓導に猷性様○金(徽重)がなるということ、そうなれば兩國間の大事がどのような事態になるかも知れず、

われわれ三人は事が失敗に帰し、大層みじめなことになりましょうから、どうすればよいのでしょうか。伯玉様

○崔のお話をうかがうに、(伯玉様の手紙には)将来の困難をおもんばかり充分に議論をつくしたお言葉があるよ

うですので、どうか私情をはさまないで、伯玉様の手紙の内容を施行してください。貴下も國のため周旋される

はずですので、間違いないとはおもいますが、万一、訓導を猷性様がして伯玉様がなれない場合には、われわれ

は手のつけようもないので、深くかんがえてくださいませ。猷性様さえならなければ、自然に訓導は伯玉様がな

るはずですので、万事に何の気遣いがありましようか。深く深く諒解してくださいませ。館守様と使者様に贈物

でもしたいとおもいますが、人便がわずらわしく送ることができず残念です。この言葉を仔細に傳えてください

ませ。 敬具。

(8) 右助○言棟も御無事である消息
? お手紙も差上げず残念でござ
います。

これは訓導の人事にあたって、崔国楨が有力候補者である猷性を阻止して、自分たち一派の伯玉（崔瑯）を訓導につける工作の件で、小田幾五郎へ出した手紙である。猷性とは、金徽重のことで、一七五〇年の生れ、本貫は三陟、乾隆甲午（一七七四年）式年訳科に合格している¹⁹。ここで崔国楨が「もし来春に伯玉（崔瑯）が訓導になれず、猷性（金徽重）がなれば、両国の大事がどのような事態になるやもしれず、われわれ三人は事が失敗に帰し、大層みじめなことになる」との趣旨のことをのべているのは、猷性（金徽重）が訓導になった場合、これまでの対馬との交渉のからくりが明るみに出て、崔国楨ら三人が罪に問われることになるのを恐れているのであろう。ただしこの人事のなりゆきを心配していたのは崔国楨らばかりでなく、倭館の側もそれにおとらぬ関心をはらっていた。それは右の文面に「責下（小田幾五郎）の手紙にも言われるところですが、そもそもこの仕事（をするに）はわれわれ三人の中の者が訓導になっていなければならないことですので」とあって、これよりさき、小田幾五郎の方から崔国楨ら三人のうちから訓導が出なければ困る旨、申送っていたことでわかる。

ここに言う「この仕事」とは原文では「公幹」（すなわち職務上にたずさわっている用務の意味）であり、『隣語大方』『交隣須知』などでは、当時一般に「御用」と訳すのが例であったが、この書簡の内容に則していえば、「訓導に猷性がなれば、我々は手のつけようがないが、伯玉（崔瑯）がなれば何の気づかいもない」との趣旨の言がみえることによってもわかるごとく、単におもてむきの外交交渉ではない裏工作、すなわち対馬と朴俊漢らとの間で捏造した易地行聘協定を継承し、さらには実行にもちこむ仕事をさしているとかんがえてよいであろう。またこの書簡に「われわれ三人」という言葉がみえるが、そのうちの二人が崔国楨（華彦）と崔瑯（伯玉）であることはいうまでもない。いま一人は朴俊漢の指名をうけて、すでに早くから対馬との秘密交渉にたずさわっていた朴致儉（景和）をさすとしてよからう。かれは崔瑯（伯玉）の訓導就任工作にも干与しており、それはつきにあげる書簡によって知られる（朴俊漢はこのときすでに死亡）。

崔国楨・崔珮は、さきに朴俊漢・朴致儉が易地行聘問題で対馬と結托して捏造した一連の欺瞞工作を踏襲し、後年露頭して処刑されるが、いったいこの兩人がいつごろから、このような工作にかかわっていたか、はっきりわからな
い。田保橋氏は、一八〇二年戸田頼母と交渉した時までは朔及しているが、この書簡によって、かれらがすくなくとも一八〇〇年十月当時、かかる工作に加担していたことがわかる。ところでこの書簡は、「伯玉様の手紙の内容を施行してください」とあることからわかるように、伯玉から小田へ出した書簡の副状とも云うべきもので、つぎあげるのがその伯玉（崔珮）の書簡である（解読文（白参照））。

三 小田幾五郎宛崔珮書簡（訳）

〔對紙上書〕
「幾五郎〇小様へ御返書

伯玉〇崔

謹封

すぐに（この手紙を）なくして下さい」

（第一巻）
大通詞様 御前へ

（純祖即位年・寛政十二・一八〇〇）

申十月二十四日

伯玉 崔竅正

印

毎日お目にかかっておりましたが、遠別千里となれば、懐恋の心が日増しに深まり、この初冬の時節に、貴下の旅履御無事にあらせられることがわからず、思いを馳せることきわまりありません。小生は無事に入京して、職務に没頭しておりましたところ、旅の疲れで私悶いたしております。華彦〇崔様〇崔様に詳細にお手紙いたしました。館守〇戸田様におかせられても御無事で、勝吉も元気でおりますようか。東萊〇東聚〇東聚からのは、まだ何の消息もない様ですので、心配しているところです。

倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉（長）

この件を周旋する根本は訓導にありますのに、京中の議論を聞きますに、猷性金同知^{○金}をもつて訓導にさせるという気配がつよいので、そうなつては（両国間の）御用がどのようなことになるかもしれず、どうすればよろしいでしょうか。（この件については、かねて貴下が）小生と相談して進賀使先問^{○使}（使）出来後、言いだそうとされましたが、景和^{○科}致^{○檢}様は、きっとそうするには忍びない気持であられ、いまのところ、やめておこうとされるのは、不思議ではありません。しかしこのときをのがしては、ふたたび切りだす言葉がありません。

貴下も国のため御用をされる筈ゆえ、館守様と使者様に深く相談されて、（対馬から）先問使が来ようが来まいが、十一月十五日から二十日の間に、両任^{○任}と差備官^{○官}をみな館守役宅に

招いて館守様は（次のように）申してください。すなわち「本州^{○馬}から奉行らと勘定所からの手紙が参りました

が、奉行らの言によれば『以前大差使相接のときに、（差備官の猷性様が大差使を）敬待されなかつたので、ふたたび（猷性様が）大差使の差備官にならることがないように』と申しこし、（また）勘定所からは『（猷性様は）欲深で、うそをつく人であるから、（倭館）館中の（日本）人は、会うことなかれ』との通知がきましたので、この次第を急ぎ廳中へ申しおこってください」と（館守様が）言われれば、任官らは必ず貴下にたいして「奉行らが（猷性の所為を）怒ることは怪しむに足りぬとしても（猷性が）欲深で、うそをつくというのはどういうことであろうか」とたずねるでしょうから、（つぎのように）お答えください。すなわち）「それは（猷性様が）先年の木代物^{○物}に雑物の混つたものを多く入れ、また『未収単物^{○物}を四月内に、さらに二十斤だけ確かに下送しよう』としながら、期限におくれたことらしい」と、そのようにお答えなさいませ。（かくして）猷性様を日本人が（排斥して）対面しなければ、その後こそ両国間の重要な御用が順調に成功するとおもいますので、このところをよく相談されたい。

このような結末になされたあかつきには、小生が訓導の職につくことは間違ひございません。それ故、この周

旋だけは着実になされたい。すぐにも華彦様と同席修礼されて、小生のこの申しつかわしのままに周旋することができなければ、われわれの力では、(兩國間の)御用等のことについて、どのようにしてもふたたび計巧をなすべがないので、かならず私情をかえりみることなく、将来の国のことを深念なさいませ。小生が上京後、廟堂でも(以下欠)

これによれば崔瑠は猷性(金徽重)が訓導になるのを妨害する方策として小田や館守の戸田がつぎのようにするよう依頼している。すなわち館守役宅に朝鮮側の訓導・別差・差備官を招いて、猷性がふたたび大差使(参判使)の差備官にならないようにとの対馬の奉行所からの要望および倭館の日本人は猷性を排斥して面会しないようにせよとの対馬の勘定所からの命令があったことを伝え、そのことを中央へ上申するように訓導らに要請してほしいというのである。このようにすることは、すでに小田と相談してあったことであるが、猷性の訓導就任がきまりかけ、事態が切迫してきたので、実行の日を早めるため、この手紙となった模様である。奉行所や勘定所から猷性排斥を指示してきたというのは、おそらくつくりごとであるが、単に館守や小田ら出先の意見としてそれを言えば、いかにも崔瑠・崔国積一派と結托している底意がみえすぎるので、猷性の訓導就任問題と直接関係のないかたちで、本国の命令に仮托しようとしたものであろう。その後、訓導には、有力視されていた猷性ではなく、崔瑠がなっているので、この工作が効を奏したものとおもわれる。

なお伯玉(崔瑠)の書簡に、猷性が訓導になった場合には、「どのようにしてもふたたび計巧をなすべがない」といっていることから、これまでかれらが如何に対馬と深く結托して種々たくらみをはたらいていたかがわかる。この書簡の第三葉以下が紛失しているのは惜しまれるが、封紙には読後すぐ処分するよう指示されており、まさに密書であった。

またこの書簡には、内容とは別に用語の面でも注目すべき用法がある。それは第二葉の終りから八行目にある「トメ」(to-me)なる語で、左側に片仮名で「トメ」と記している。献性を日本人が排斥して面会しないようにすることを述べたのにつづけて「このように to-me なされた後には、小生が訓導の職につくことは間違いありません」というふうにもちいられているが、この文脈にあてはまりうる to-me なる語は、朝鮮語としては管見のかぎりではみあたらない。おそらく「終り」「終末」「結末」などを意味する「とめ」なる日本語が、倭館の日本人と接触する一部の朝鮮人の間に、そのまま外来語として入って、**도메한다** (to-me-han-da=トメする) などというかたちでつかわれていたとかがんがえられよう。

三 講定官朴致儉差遣にかんする二書簡

戊午協定では、通信使員役数の減省・礼単人蔭以下礼物の減額など省弊の細目は、後に商議することになっていた。日本側では旧館守戸田頼母をして、その交渉にあたらせた。戸田は一八〇二年七月、訓導崔瑠（伯玉）と会見し、交渉の開始をもとめ、交渉相手になる講定官の下来をもとめた。朝鮮側でもこれに応じ、翌年正月朴致儉を講定官に任命し、かれは二月に東萊へ下着した。朴致儉は、朴俊漢とともにやくより易地行聘をめぐる欺瞞工作に関与してきた人物である。かれは『訳科榜目』によれば、字を景和といい、一七五二年生れ、本貫は寧海で、乾隆丁酉（一七七七年）増広訳科に合格している。次の二書簡は、朴致儉（景和）の講定官任命と東萊下来にかんするものである（図版(一)、解説文(四)、(五)参照）。

四 三傳語官宛永野兼一郎書簡（訳）

〔圖版(一) 永野兼一書簡〕
「十三日達」

三傳語官様 御前へ

夜間の寒氣厳しき折柄、貴下の起居平安であらせられるやと氣遣われます。昨夜邑内○東から京の便りを知らせてきましたところ、今月三日に講定官は景和○朴様を任命され、発程は今月十六日十七日両日中と確定したとのことで、今月内には東萊まで氣づかいなく下来するでしょうから、まことに結構でございます。まずはお知らせすべくお便りする次第です。馬州○對馬○對からの通達も早々と来ればよいがとおもいます。その通達が来る前には、処置しがたいことが多いので、一兩日中に(對馬へ)飛船を送り、督促すればよかるうかと存じます。忽々なるままにまずは。

(純祖三・享和三・一八〇三)二月

十一朝

永野兼一郎

五 某宛朴致儉書簡(訳)

(對朴上尊、與世)
「景和朴○知下来方、不審遲滞に及び候の間、態々、賃金遣し呉れ、別飛脚内々遣し、都より返書相達の事、」

昨年春お別れして後、書信がとだえ、残念の限りでございます。春とはいえ、寒さきびしき折柄、貴下には御氣嫌安らかにあらせられることと存じます。小生は数年来の咳嗽と痰喘がひどいありさまでござっておりますところに、はからずも講定官に任命され、辞退することもかなわず、直ちに発行しようとしたが、朝廷でも事多く、廳中に事情もあり、いままで遲滞しておりましたところ、まったく意外にも、王におかせられては御不例にわたらせられ、下直肅拜を(20)申しあげることでもできずとどまっております、このように心苦しいことはございませぬ。

ただいまの事勢がどうあろうとも、十五日以降から二十日以前に出発できれば今月内には東萊まで入るでしょう

うから、左様承知され、旧館守^{〇戸田}様と使者様、恕介^{〇草}様よろしくおっしゃってください。その間、貴下らに短い御便りなりともしようとしたましたが、即時発行しようとしているのだから、下っていってお目にかかれば、以上のようなお話でもしようとおもい、お手紙もしないで過ぎてしまいました。いまとなつては、出発があまりにも遅滞してしまいましたので、そのようなわけなりともお知らせせず、粗々しるす次第でございます。お目にかかる日が遠くないことですのでこれで終ります。

（純祖三・享和三・二八〇三）
癸亥二月初六日

景和
朴僉知^{〇朴}
致儉

印

まず(四)の書簡であるが、これは日本人永野兼一郎から、朝鮮の三人の訳官に宛てたもので、案文であろう。内容は朴致儉（景和）が講定官に任命されたことが、東萊経由の都の情報として入ったことを知らせたものである。朝鮮側のことに属する情報を日本側から朝鮮の訳官に知らせるのは、異例のこととおもわれるが、これは、この当時、後述するように、ある事件のため多数の朝鮮訳官が拘留中ないし職務から遠ざけられた状態にあったことと関連していると推測される。それら拘留中の訳官の中には、倭館と親密な関係にあった崔瑠・崔國楨もふくまれていたので、この書簡はおそらくかれらにあてたものであろう。

ところで、永野の書簡には、講定官朴致儉は、一月末までには東萊に到着するとのべているが、実際にはそれまでに来なかつたので、倭館では内密にわざわざ飛脚をやって都の朴致儉に問いあわせた。(五)の書簡は、それになりたい返書で、東萊下向がおくれた理由をのべている。これによって倭館側が、講定官を東萊にむかえて一日もはやく交渉にはいることにいかに熱心であったかがうかがえる。

四 倭館呈書一件と訓導崔瑀の獄中書簡

朴致儉（景和）が講定官に任命されたころ、朝鮮側訳官たちの身の上に大事件がおこった。この起りはこれよりさき、倭館々守大浦兵左衛門（実名平英勝）と旧館守戸田頼母が、訓導崔瑀（伯玉）らを通じて朝鮮側へ一書を呈し、倭館が朝鮮から受領すべき礼単人蔘に十年來不良品が多く、それらを倭館側で還退したりしたため、不足（欠縮）分が七十斤にもなっていると訴え、それをすべて上品の人蔘でもって入給してほしいと要求したことにある。ときの東萊府使徐有鍊は、早速帳簿をしらべ欠縮分が六十九斤六兩になることをたしかめ、単蔘を調達支給する責任者の倭学訳官金健瑞⁽²⁾を処罰し、単蔘を弁償入給させよとの意見書をそえて、戸田らの呈書を政府へとりついで。政府では東萊府使の報告にもとづいて、金健瑞をとらえて推鞠し、逋欠を追徴し、欠縮分の単蔘を倭館へ入給させる措置をとったのは勿論であるが、同時にこれまで対馬からの使臣がもたらす公式な外交文書以外には倭館から直接朝鮮側へ呈書することを禁ずる例になっていたのが、このたびの倭館々守らの呈書とりつきによって破られたことを重視して、関係者の処分を断行した。以上の経過については『備辺司謄録』純祖三年（一八〇三）二月初五日条に見えるが、この一件について同記事には、さらに、つきのごとく記している。

邊門事體、與他自別、凡言語文字之有違常例者、不敢輕易聽納、所以尊 國體嚴邊禁也、今此彼人呈書、前後所未有之事、此路一開、後弊難言、設置任訳、所幹何事、而看作尋常、初不斥退、至有守臣煩報之境、嘗試之計、無嚴之習、節節駭痛、（中略）其在重邊政杜後弊之道、宜施大懲創之典、呈書守納之當該訓別、令守臣大張威儀於館門外、回示嚴棍後、遠地滅死定配、

すなわち倭館から直接呈書の道がひとたびひらかれれば、後弊はかりがたく、倭人はこのたびの呈書によって、その例がひらかれるかどうか嘗試の計をしているとし、それゆえ、任訳（訓導・別差）が呈書を斥退せず、東萊府使を

して取次上申のやむなきにいたらしめたことは、駭痛すべきことであるとし、東萊府使をして当該訓導・別差を倭館々門外で厳楳させたのち、定配することに決した。なお右に引用した記事のつづきの部分によれば、ときの東萊府使徐有鍊も訓導・別差ら訳官輩にあざむかれた罪はゆるしがたいとして免職された。したがって訓導・別差らを倭館門前で実際に決楳したのは、後任の東萊府使鄭晩錫であった。

この事件は、通信使問題とは直接関係がないようにみえるためか、田保橋潔氏は何も言及していないが、実はこのとき処罰された訓導は崔瑠（伯玉）で、その後の易地交渉の行方に大きな影響をあたえることになった。ところで今回紹介する書簡類のなかには、さいわい、このとき、崔瑠が獄中から小田幾五郎にあてた書簡があって、この事件について従来知られていない新事実を傳えているので、つぎにそれを紹介する（図版(二)、解説文(六)参照）。

六 小田幾五郎宛崔瑠書簡（訳）

小田幾五郎様へ

〔英譯〕純祖三・享和三・一八〇三
「癸亥二月廿四日

伯玉崔同知ならびに華彦令監使

昨日の御返書は仔細に拜見いたしました。夜来、貴下の御様子御氣嫌安らかにあらせられることと存じます。小生は数日拘留中で、あらゆる病気が生じ、いうにいわれぬ状態です。配所へ直ちに行くこともかなわず、草梁客舎館へ府使○東萊府使が赴かれ、（草梁客舎で、われら）兩人を決楳したのち、全羅道長興の地へ配流されることに、お上からの処分が下り、こんな口惜しいことはありません。

我々の罪状ですが、いかに（倭館の）单蓼未収が多い（といっても、そのことについての）書付を（倭館の日本人が朝鮮側へ）出すのは、言語同断とされ、（また）両任官○訓導が、その書付をつき返すことができず、うけとったことが大きな罪とされ、（さらに、東萊）府使○徐がその書付の申分によって（上部へ）報状したことが、いま一つの罪だとして、罷職にまでなったわけでした、こんなことがいったどこにありましようか。三四月中

に大赦がありますので当然許されるようではありますが、まだいまのところ心細いかぎりです。世の中の人心は無状なものでございまして、善兵衛^{○牛}様から（小生が）受取るべきものが、都合七百両あまりにもなっていたのに、小生の身の上がこのようになったからといって、とんでもないいいがかりをつけ、（七百余両を）出給することができるのと通知がありました、そんな哀れな話がどこにありましようか。貴下が（このことに）干渉されるのは御面倒でしょうが、そうならないようにお勧めくださいませ。小生の決棍は、新府使^{○郷}が（赴任して）来てするということです、さらに困惑しております。

貴下らの国の風俗を小生も斟酌しますに、小生が貴国のことで罪になったとして切痛におもひ、ひょっとして、何かにかこつけて、事を構えるとしても、このところすぐに事があつては、小生の罪がさらに重くなる筈です、何かにかこつけて、事を構えるとしても、このところすぐに事があつては、小生の罪がさらに重くなる筈です、何かにかこつけて、事を構えるとしても、このところすぐに事があつては、小生の罪がさらに重くなる筈です、何かにかこつけて、事を構えるとしても、このところすぐに事があつては、小生の罪がさらに重くなる筈です。

さらに、東萊一邑において（小生が）人心を失ったのは、公作米を翌年には（倭館へ）ことごとく渡すことにし、今年分一万四千石を倭館へ入給したこと（によるので）、このことで日本人のためばかりをはかったとして怨まれることはかりしれず、このようなことがすべて小生の罪状にかぞえられております。（倭館の）代官所から小生のことを仔細に知ろうとして申しこされたので、小生の前後のいきさつを詳しく詳しくおつたえくださり、新任の訓別が代官中へ、そのような話をたずねても、ちぐはぐにならないように返答するよう、約束しておいてください。

（草梁）^{（以下上郷左側）}客舎で決棍する日には、どうか日本人は一人も出ないようにしてください。客舎で決棍するのは、日本人に見せて、以後ふたたび何事によらず、書付をだすとか、事をかまえることができないようにするためです、深くおかんがえくださいませ。この手紙を御覧になったら、すぐ火に焼いて（なくして）^{（以下上郷右側）}ください。君^{○金}は財力が多く、罪をまぬがれ、子謙李同知^{○李}は都から流配されるといわれています。景和^{○朴}様は、十^{健瑞}

七日発行したのを見て、昨夜飛脚が来ました故、二十七、八日の間に東萊に入室するでしょう。 忽々敬具

この書簡には差出者の署名がないが、筆跡からみれば崔瑀（伯玉）が執筆したものである（㊦）の小田幾五郎宛崔瑀書簡と同筆である）。これをうけとった小田の側では、「伯玉崔同知并華彦令監便」と書入れして、崔瑀（伯玉）と崔国楨（華彦）兩人からの手紙としているが、それは兩人が同じく獄にあり、書簡中に崔瑀をふくむ「兩人」の処罰について記しているので、他の一人を崔国楨を指したものと理解したためとおもわれる。崔瑀は、自分らの罪状が單蓼未収についての倭館からの書付を受取ったことおよびそれを取りついでことなどにあることを累々のべているが、それはすべて、さきに見た『備辺司謄録』純祖三年二月初五日条の記事の内容と一致する。なお『備辺司謄録』の方にはみえないが、このときには崔瑀の定配地は、全羅道長興にきまっていたことがわかる。つぎに崔国楨であるが、この書簡には、東萊府使が草梁客舎（前）で「兩人」を決棍したのち、長興へ配流するといっている。この「兩人」のうちの一人は差出人の崔瑀であるが、いま一人は書入れにしたがって崔国楨と理解すれば、かれも崔瑀とおなじく長興へ配流されるはずであったことになる。しかし翌年十二月に講定官朴致儉が死亡すると、後任に崔国楨が選ばれているところを見ると、かれはこのさい、罪をまぬがれたか、あるいは崔瑀の書簡にいう大赦でその後、許されたかであろう。

またこの事件のそもそもの発端ともいうべき單蓼の未収欠縮の責任者金健瑞（字君剛）については、「財力が多くて罪をまぬがれた」としている。『備辺司謄録』など公式な史料にはみられない処分の手加減などがうかがわれて、興味深い。なお金健瑞のほかにも、この件に関連していま一人李思恭（字子謙）⁽²⁾なる訳官が罪に問われ、都から配流されるといことがわかる。崔瑀の倭館門前での決棍は、さきの『備辺司謄録』の記事に「宜しく大いに懲創の典を施すべし」といっているごとく、まさに後弊をたつための見せしめであるが、かれはその屈辱をすこしでもさけるべ

く、決棍当日、日本人が一人も見物に出ないようにと依頼している。崔瑠は、新府使による決棍を大層おそれている様子である。すでにみたごとく東萊府使徐有鍊は、この一件で罷免され、二月九日には後任に鄭晩錫がきまっていた(東萊着任は翌閏二月)⁽²⁸⁾。崔瑠のおそれは、鄭晩錫がかれの一派でないことによるとおもわれる。

この書簡で、崔瑠が小田幾五郎に依頼していることが三件ある。第一は、倭館の代官方へ、かれのこの一件にかんする事情をくわしく説明し、後任の訓導・別差が問いあわせた場合、うまく返答してもらおうようにすることである。第二は、かれが日本人のため罪になったのを倭館の人々がすまなくおもい、何か事をおこすかもしれないが、もしそんなことをしてくれては、かえって迷惑するのではないでほしいということである。これについて崔瑠はとくに「貴下らの国の風俗を斟酌しますに云々」と前置きしているが、日本人ならそういう短兵急な筆に出かねないといいたいのであろう。かれがいいたいのは、たとえ、かれを救おうとの意図からとはいえ、朝鮮側の慣例や事情を無視した行動は、かえって迷惑であるということであろうか。第三は、かれが日本人の通詞牛田善兵衛から七百兩うけとるはずであったのに、かれが罪人になったのをよいことにして善兵衛は支払おうとしないので、小田の力でうけとれるようにしてほしいということである。これがこの書簡の一番主要な目的であったとおもわれる。牛田善兵衛は対馬の通詞で、小田幾五郎の配下として、戸田頼母の易地行聘交渉に、当初から従事していた人物である。⁽²⁹⁾この七百余兩の性格は記されていないが、投獄されたことによって相手が支払う必要を認めなくなったことからみて、やはり賄賂であったとかんがえられる。ところで、今回紹介した朝鮮訳官から日本側へ宛てた書簡では、日本人の人名(人名そのもののほか「公」「館司公」「日本人」などの表現もふくめて)にたいしては、いずれも欠字ないし平出であつかつて敬意をあらわしているが、この書簡の「善兵衛公」にかぎって欠字も平出もしていないことに気づく。ひどい仕打ちをした善兵衛にたいする崔瑠の憤懣やるかたない気持があらわれたものといえようか。かれは善兵衛のこのような現金な行動について「世の中の人心は無状なものでして」と前置きしているが、後年、日本側からさらにひどい裏切りをうけ、

まさに「人心の無状」を痛感しつつ処刑されることになる。この書簡にも読後すぐ火中するよう書いているが、賄賂請求の記述などからみて当然のことかもしれない。

この事件の、そもそもの発端は、倭館から提起した単蓼未収問題であったが、結果的には倭館の予期せざる方面に進展し、易地交渉で倭館と気脈を通じて結托していた訳官らを追いやることになった。そして東萊府使と訓導の後任に崔瑠一派とは別の鄭晩錫および玄斌がそれぞれ任命され、その後の易地交渉の障害となったのである。崔瑠のこの書簡は、拘留中という異常事態でしたためられたためか、署名も省かれ、かれの他の書簡にくらべ筆跡にも多少倉卒な気分があらわれているが、一枚の紙面に倭館の日本人にたいするかれの思いがにじみ出ており、読みかえすにつれて息づかいまで傳わってくるような気がする。

五 易地行聘交渉の挫折

以上紹介した六通の書簡は、これまでの説明でわかるごとく、易地行聘交渉の過程で朝鮮側の倭学訳官と対馬側との結托が、もともと大胆におこなわれた一時期の両者のかかりあいの実態を直接見せてくれる。かれらの結托が、いつはじまったか正確にはわからないが、後年、朝鮮側では乙卯（一七九五）⁽²⁷⁾ 年秋からとしている。これは戸田頼母が訓導朴俊漢と易地行聘問題で、はじめて意志を疎通するに成功した時期を指す。しかし、かれらが本格的に気脈を通じて行動するようになったのは、その翌年、朴俊漢が問慰訳官として対馬へ渡り、銅鉄二千斤などの手禱を受取ってからであろう。

その後は後述するごとく、崔瑠・崔国楨が運動資金として、庚申（一八〇〇）年の倭館入給公木の中から二九一同三七尺余（価格二万三千余両）という莫大な賄賂を受けとった例もあり、また一八〇三年二月の小田幾五郎宛崔瑠書簡には、通詞牛田善兵衛が崔瑠に贈る筈の七百両のことが見えるなど、明白な賄賂の存在がいくつも見られる。かく

して朴俊漢一派の倭学訳官は、対馬側の意を体して、自国の要路にたいして易地方針への転換を工作する一方、前述のごとく、一七九七年九月に東萊府使の文書を偽造し、翌年十一月にはふたたび東萊府使と礼曹の文書まで偽造するなどして、対馬が幕府へ易地交渉の進捗を見せかける材料を提供した。このような外交文書をつかった詐術は柳川一件以来の対馬の御家芸といえはそれまでであるが、この場合は、朝鮮側の訳官が共謀していたからこそできたはなれわざであった。しかし訳官たちにしてみると、まさにそのようなことまでして、対馬のために策謀したことが、実はみずからの墓穴を掘る結果になっているのを見のがせない。

直接のきっかけは一八〇五年五月、講定官の崔国楨が逮捕竄配されたことであつた。⁽²⁸⁾ 倭館の呈書一件で訓導崔珣は一八〇三年二月に処罰されたが、このときすでに講定官には朴致儉が任命されており、かれが一八〇四年十二月死去すると、その後任には、また、さいわいにも同じ一派の崔国楨がえらばれた。しかし訓導と東萊府使は呈書事件の結果、かれら一派とは別の鄭晩錫および玄斌がそれぞれ任命された。そこで朴致儉もその後任の崔国楨も倭館との易地行聘交渉にさいし、訓導玄斌を一切干与させず、東萊府使鄭晩錫にも報告するところがなかつたという。したがって中央へ何も報告が行かず、政府でもしだいに疑惑をふかめ、ついに一八〇五(純祖五)年五月にいたり、崔国楨を罷免し、咸鏡道明川府に定配するにいたつたのである。東萊府使鄭晩錫も監督不行届として免職推考され、翌六月には崔国楨一派とは別の堂上官玄義洵が講定官に任命されて東萊へ下つてきた。

対馬側にとっては、これまでつみあげてきた成果を一举にくつがえされかねない形勢になつてきた。新講定官の玄義洵は倭館へおもむいて戸田頼母らに会い、これまでの交渉経過を問いただした。すると戸田は、これまでの事情を、つぎのようにぶちまけてしまった。

^(二七九) 丙辰年、朴俊漢の渡る時、馬島^馬対迎聘の事を以て懇請するに、則ち俊漢^朴答えて云く、帰りて朝廷に陳べ必成を期さんと、而して銅鉄二千斤及び物貨各種、文書を成して受去し、今後凡その事、朴致儉を通ずる事を俺

等に言托し、其の後、崔瑀・崔国楨曰く、議聘の節、用費無からずと、故に庚申条公木二百九十一同三十七尺（二八〇〇）餘、其の請によりて出給す。而して馬州通聘快承し、朝廷許施せるの説、両朴○朴俊漢○朴致儉・崔瑀・崔国楨の口伸手書一辭同然たり。前後の文書逐歳軸に成し、明白徴す可し。（二九）（原史読文）

すなわち、銅を贈ったことも公木を贈ったことも、すべて易地を画策する費用として講定官の指示通りにしたのであり、その結果、対馬での易地行聘が朝廷から許可されたことを朴俊漢・朴致儉・崔瑀・崔国楨らから齊しく聞かされており、そのことに関する文書も、年を追って軸にしてあるというのである。

これは、いままで対馬側が世話になった崔国楨ら一派の訳官を罪におとす決定的な証言となった。その結果、さきに朴俊漢らが東萊府使の文書を偽造した件までもふくめて、かれら一派のこれまでの行為の数々が明るみに出て、受賂賣国の行為として処断されることになった。崔国楨・崔瑀は、それぞれ明川・長興の配所から呼びもどされ、東萊人朴潤漢・商人金漢謨の二人とともに、九月六日、倭館の前へひき出されて処刑された。朴潤漢は偽文書の執筆者であり、金漢謨は、それに押す図書（私印）を偽造した者である。すでに死去している朴俊漢・朴致儉の場合は子孫が処罰された。なおこのときのしらべで訳官金享禹も朴俊漢の収賄に関係したことが判明したが、すでに故人になっていたので不問に付された。（三〇）

これで易地行聘交渉は一頓挫をきたしたのであるが、この危機にさいして、戸田頼母らは前記のような証言をすることにより、崔国楨ら一派を見捨てるという挙に出で、自分たちは何も知らず、ただ、朝鮮政府から易地行聘が許されたということだけを聞かされて信じきっていたという立場をとったのである。このときの戸田の変り身の早さは、ただただおどろくばかりである。まこと外交交渉の非情さを見せつけた事件であったが、このとき対馬側は易地行聘許諾をながいあいだ信じきって、幕府へもしかるべく報告してきたという立場だけは既成事実として確保しようとしたのであり、その後、この既成事実が易地交渉をむしかえす糸口になり、やがて易地信使実現へとつながっていった

のである。

なお一言つけくわえれば、田保橋潔氏は以上見てきた交渉過程で、朝鮮側の倭学訳官と対馬側との結托を十分に想定しながらも、対馬側が、真実、倭学訳官らの口舌にだまされていたという可能性も捨てていない。しかし、以上紹介した書簡による新しい知見を併せてかんがえれば、双方がすべて承知の上で結托して画策していたことは明白である。

六 銅貿易に関する書簡ほか

以上六通の易地行聘交渉関連書簡のほかに、二通の書簡があり、うち一通は銅貿易に関するものである。つきにあって訳文のみをあげておく（解説文(七)、(八)参照）。

七 内田茂右衛門宛賑恤庁別将朴聖奎・李裨将書簡（訳）

お目にかからなくなって久しいので、鬱々たる気持はお互いさまです。わが政府としては生銅^{○粗}（購入の）代価を統管⁽³⁾にあずけて、生銅が倭館へ出来したならば、くわしく知って、代価を（倭館へ）入れ、互にとりひきしろとおっしゃったが、統制使⁽³⁾が五月からいまままで、病がきわめて重く、死にそうになって、いまにいたって、やっと少し病が癒えたので、生銅代価入送の意を告げたところ、統制使が言われるには、「政府が『生銅が倭館に出来したならば、代価を（倭館へ）入れてやって、生銅を受けだせ』と命令されたのに、生銅がまだ倭館へ出来しない前に、どうして代価を入れなければならないのか」と言われるので、我々が申しあげるに「代価を入れておいてこそ、生銅が直ちに出来するのですから」と申しあげるや、（統制使が）、「お前らが言うならば、その意を政府へ書啓してやろう」というので、（その結果を）待っているのです、こちらのことは少しも心配なさい

ますな。生銅を、だれそれだけと言うことなく使うようになされましたので、是非々々多く出すようにして、鑪（33）鐵四五桶を急ぎ（対馬へ）通知して、まず出来する金物○鑪一櫃を出すようにして、この意をヨネムン○米右衛門カ様に（34）お知らせ下さい。

（編五・文化二・一八〇五）
乙丑九月二十日

賑恤廳別將朴聖奎（34）印

内田茂右衛門様

李裨将とも

追伸 この上なく重大なことをくわしく知った上で、お手紙しようとしたのでおくれました。

八 別差某書簡（訳）

今日、如何程おつかれでいらっしやいますか。朱玉の早便でおたずねいただき感謝いたします。暑さが退きま
すならば御兩人のうち、おひとかた、しばしでもおいでになることを信じ、お手紙いたす次第でございます。

敬具

□別差

おわりに

本稿では都合八通の朝鮮語書簡を紹介したが、これらを見るかぎり朝鮮側の倭学訳官は、自国語でもって日本側への書信をしたためていたことがわかる。なお一通ではあるが、日本人が朝鮮語でしたためた例が見されたこともめずらしい。この一通は当時の対馬側（恐らく通詞）の語学力の水準を示すものとして興味深い。朝鮮側の訳官と対馬側の通詞とが、いったいどちらの言葉で意志疎通していたのか、ながらく疑問にももっていたが、すくなくともこれらの書簡でみるかぎり、朝鮮語をつかっていたことがわかる。ただしいつの時代でもそうであったとばかりは言いきれ

ない。戸田頼母の『贅言試集』には、朝鮮訳官との対話になぞらえたつぎのような問答例をのせている。

一、以前之判事衆者、何れも日本詞達者ニ為在之由承傳候、近來之ごとく御座候而者不相濟事ニ候、折角御心掛が之度存候、

丁度仰之通、近年者、勤能之同官無之、我々も心外ニ存る事ニ候、成丈心掛可申候、

これによれば、朝鮮側の訳官の日本語の語学力は、近年になって低下したとのことであるので、かつては日本語がもっと使われた時代があったかも知れない。

本稿で紹介した朝鮮語書簡の解読・訳出については、韓国の李承旭教授・金用淑教授・東京外国語大学助教菅野裕臣氏・九州大学助手池川英勝氏の御教示を得た。また解読文版下作成は池川英勝氏をわずらわした。深甚の謝意を表する次第である。

(一九七七年十月稿)

【註】

- (1) 將軍世子竹千代逝去による弔慰・敏次郎(後の將軍家慶)立儲による致賀・対馬島主還島による問慰の三件をかねた渡海訳官。
- (2) 清心丸ともいう。漢方薬の一種で、漢方でいう心経の熱をとる薬。朝鮮における著明な薬品で、太祖がまさに崩せんとする時すすめており(『太祖実録』八年五月辛未条)、対馬の領主宗貞茂も重病となつてこの薬をもとめ、支給されている(『太宗実録』十八年三月甲子条)。また清の勅使のもとめによつてこの薬を贈つたこともあり(『英祖実録』十四年二月癸卯条)、朝鮮では現代にいたるまでながらく高貴薬として知られている(参考、三木栄『朝鮮医学史及び疾病史』一一八頁)。
- (3) 油蜜果の一種。小麦粉と胡麻油・蜂蜜・酒をこねて、薬果板という型板でおこし、油であげたのち、蜂蜜をしみこませた菓子。古来、高級な菓子とされ、李朝時代日本使臣への回賜品目のなかにもしばしばみられる。
- (4) 『通航一覽』卷三十三・三十四(国書刊行会刊本第一冊四二五・四二八頁)。

- (5) 天理大学図書館所蔵本によった。なお『国書総目録』には、九州大学に一本所蔵とあるが、現在これはみあたらない。
- (6) 田保橋潔氏は、このとき講定訳官朴俊漢はすでに死亡していたとしておられるが、朴俊漢の交渉相手である戸田頼母の『贅言試集』には、前出のごとく翌年正月六日に病死したとしており、このときかれは病床にあったため、替って朴致儉が交付したものであろう。
- (7) 『訳科榜目』
- (8) 吉松右助。対馬の通詞。釜山倭館に駐在し、戸田頼母のもとで通信使延聘・易地交渉にあたった(註(4)参照)。なお『贅言試集』によれば、一七九六年(丙辰年)当時、かれは稽古通詞であった。
- (9) 東萊府をさす。倭館を行政上管轄し、対日交渉の窓口となる。なお倭館は、軍事的には釜山僉使が管轄した。
- (10) 『訳科榜目』
- (11) 註(10)参照。同知は、同知中樞府事(従二品官)の略。
- (12) 純祖の即位(一八〇〇年七月)を賀する陳賀参判使で、この翌年(一八〇一)七月釜山倭館に到着し、同年六月乗船帰国した。使者は杉村主税(実名平功加)であった(『館守・参判・裁判朝鮮渡海之例』)。
- (13) 訓導(首席訳官)と別差(訓導の次席の訳官)。
- (14) 差備官は、特定の仕事のため臨時に任命される官で、この場合は、対馬からの送使接待のため釜山へ差遣されたものをさす(『増正交隣志』巻三接倭出使官)。
- (15) 日本側では、参判使という(朝鮮の礼曹参判へ宛てた書契を携行して行くので参判使という)。このときの参判使は、朝鮮から敬待されなかったといっているところから見ても、易地交渉のため一七九一年十二月に渡海し、朝鮮側の退去命令にもかかわらず釜山に滞留した通信使議定大差使(正官平田隼人)をさすとおもわれる(本稿第一節参照)。
- (16) 廳は官衙の意。この場合は、中央で外交を掌とる礼曹をさすか。
- (17) 朝鮮側から倭館に支給される公木(木綿)の代物の意。
- (18) 単物は、対馬からの送使(定例および臨時の送使)に、朝鮮側から支給される人蔘。みやげとして支給されるものである。で、礼単人蔘、略して単蔘といい、また単物ともいう。日本人に支給する単物の経費は、当時、戸曹が負担し、その人蔘の調達と日本側への支給の実務は、倭学訳官中から人を選んで担当させていた。単物の数量は、各送使の格式に応じて定数があつたが、担当訳官の不正その他で定数通り支給されなかったり、あるいは規定の品質以下のものが支給されて目減りがお

こったり、あるいは日本側が粗悪な品をつき返したりした（これを点返という）。このようにして規定の数量に不足する分を未収単參といった（『万機要覽』財用編五單參、『増正交隣志』卷四單參）。

(19) 三省堂『古語辞典』・平凡社『大辞典』

(20) 地方へ赴任する官人が、国王に拜謁して暇乞いをする事。

(21) 早川恕介。一七九四年二月、通信使延聘交渉の参判使平田隼人の封進役となり、以後延聘交渉にたずさわった対馬の人物（『館守・参判・裁判朝鮮渡海之例』）。

(22) 英祖三十四年（一七五六）以来、單參の調達は倭学訳官から勾管者をえらんで、戸曹がこれに経費を支給し、その責任で調達は、倭館へ入給させることになっていた。勾管者は、訓導・別差等四人であったが（『増正交隣志』卷四單參參照）、金健瑞はその長、すなわち都勾管であったとおもわれる。なお金健瑞は、字は君剛、一七四三年生れ、本貫は牛峯、乾隆辛卯（一七七一）年式年訳科に合格している（『訳科榜目』）。『増正交隣志』の著者でもある。

(23) 註(18)參照。

(24) 李思恭、字は子謙、一七五九年生れ、本貫は泰安、嘉慶戊午（一七九八）式年訳科に合格している（『訳科榜目』）。

(25) 『純祖実録』三年二月乙巳（九日）条、「東萊府先生案」。

(26) 註(4)に同。

(27) 『備辺司謄録』純祖五年八月二十八日条。

(28) 註(27)に同。

(29) 『辺例集要』卷十四雜犯乙丑条。

(30) 註(27)に同。

(31) 全羅慶尚忠清三道水軍統制使の管がおかれた所であるので統營という。当時は、慶尚道固城具頭龍浦（現在の忠武市）にあった。

(32) 全羅慶尚忠清三道水軍統制使。

(33) 巫鉛。

(34) 宣惠庁に所属し、凶年の救荒をつかさどる官衙（『増補文献備考』卷二二職官考九諸司一宣惠庁条・卷一六九市糶考七賑恤一条）。

(35) 倭学訳官の総称（小倉進平著『朝鮮語学史』三七二頁所引『象胥紀聞』、写本により、この事を記していないものもある）。